

◆2-(1)城下町景観重点区域における屋外広告物の基準の強化

別紙1

屋外広告物の景観形成基準(赤字が変更箇所)

	城下町景観重点区域	伝統的建造物群保存地区
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色には原色を使用しない。 文字色は2色以内とする。 <u>文字は、大き過ぎるものや派手なフォントを避け、建築物や町並みとの調和を図る。</u> 写真など、多色利用を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 地色には原色を使用せず、無彩色又は茶系統とし、背景となる建築物や町並みとの調和を図る。(ただし、小型で素材感を生かしたもののはこの限りでない) 文字色は2色以内とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 原則として木製とする。 電光掲示板は設置しない。 <u>のぼり旗を設置するときは必要最低限の本数とし、営業時間外は掲示しない。</u> 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。(防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) 過度に明るい照明は使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として木製とし、背景となる建築物や町並みと調和したデザインとする。 電光掲示板は設置しない。 のぼり旗は設置しない。(町並みと調和したデザインで小型のものはこの限りでない) 高さ0.5mを超える商品モニュメントは設置しない。 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。(防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) 過度に明るい照明は使用しない。
大きさ・個数	別表に掲げるとおりとする。(省略)	<ul style="list-style-type: none"> 別表に掲げるとおりとする。(一部省略) 【置き看板】 1個あたりの表示面積(片面): 0.5m²以内 <u>2個まで</u>
位置	<ul style="list-style-type: none"> 屋上には設置しない。 桟橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上には設置しない。 <u>開口部を大きくふさぐ位置に掲出しない。</u>
その他	自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。	自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

※「原色」の定義

- ・マンセル値の色相が、R、YR、Yの場合、彩度10超
- ・マンセル値の色相が、GY、G、BG、B、PB、P、RPの場合、彩度8超

基準見直しによるイメージ(伝統的建造物群保存地区)

